

資源ごみの分け方



新聞紙・広告



段ボール



雑誌・古本



紙バック



生きびん



無色びん



茶色びん



青・緑・黒びん(その他色びん)



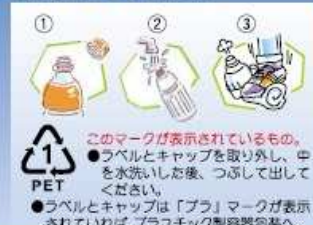
アルミ缶



スチール缶



飲料用ペットボトル



白色トレイ



プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の一例

このマークが目印です。

- 化粧品・日用品等のケース・バック
- カップめん・プリン・ゼリー・ヨーグルト等のカップ
- 卵のパック・果物・生菓子等のパック、ハム・ソーセージ等のパック
- コンビニ弁当・結立・豆腐・マーガリン等の容器
- 果物・生菓子等のトレー
- 菓子・珍味・海苔カシラー等の仕切りトレー
- 生鮮食品・寿司・野菜等の色付きトレー
- レジ袋・衣料品・日用品詰め替え用洗剤等の袋
- パン・菓子・インスタント食品・野菜等の袋・あめ等の包み
- 菓子・カップめん・そば等の外装フィルム、生鮮食品コンビニ弁当等のラップ
- マヨネーズ・クチャップ・がらし等のチューブ
- 洗剤・シャンプー・リンス・化粧品等のボトル
- プラスチック製のフタ(ペットボトル・びん・スプレー缶等のキャップ)
- 商品を包むシート(果物・電気製品等のもの)
- みかん・タマネギ等のネット

回収の対象にならないプラスチック類の例



注意事項

- 対象はこのマークが表示されているものです。
- 対象物は、チューブ・ボトル容器、トレー容器、バック・カップ容器、ポリ袋・レジ袋、キャップ・保護用シート、商品保護用の発泡スチロール製緩衝材(発泡スチロール製の魚箱は除く)等。
- リサイクルする際には、特に以下のことに気をつけてください。
 - ・水洗い後乾かしてから出す。(5%が落ちないものは燃やせるごみへ。)
 - ・二重袋(プラスチック製容器包装をレジ袋に入れてから専用袋に入れること)で出さない。
 - ・容器包装以外のプラスチック製品を混入しない。
 - ・必ずプラスチック専用袋に入れて出す。
 - ・アルミ等が貼られているもの・塩素系ボトルは燃やせるごみへ。

◆ごみの出し方・収集日については、各市町のルールに従ってください◆

下記の2つは、市町によって取り組み状況が異なりますのでご注意ください!

紙製容器包装(その他の紙)



このマークが表示されているもの。

- 対象物は、包装紙、紙箱、紙袋等です。
- ビニール加工されているものやアルミ等が貼られているもの、汚れているものは燃やせるごみへ。

古布(衣類)



- 綿(めん)素材のものを洗濯してから出してください。
- 以下のものは回収できませんのでご注意ください。(麻) 布巾、座布団、ぬいぐるみ、毛布、レインコート、カーペット、セーター等。

お問い合わせ先

- 燃やせるごみ処理施設**
- 大崎広域西部五濠クリーンセンター TEL 78-2166
 - 大崎広域中央クリーンセンター TEL 28-2386
 - 大崎広域東部クリーンセンター TEL 43-2546
- 不燃・粗大ごみ処理施設**
- 大崎広域リサイクルセンター TEL 28-1756
- 施設管理課**
- 大崎広域広域行政事務組合施設管理課 TEL 28-1624
- 事務局**
- 大崎広域広域行政事務組合業務課 TEL 24-8546